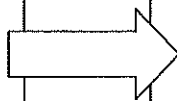


平成 23 年 6 月 1 日より地域再生中小企業創業助成金の支給額・支給要件が変わります。

(変更内容)

1. 助成対象となる分野（地域再生分野）が6分野から3分野になります。
2. 支給額が変更になります。

■創業経費に対する助成について
上限額（対象経費の1/2）
創業・雇入支援対象労働者が
5人以上の場合 1,000万円
5人未満の場合 600万円
※UIターンによる創業の場合は、同額



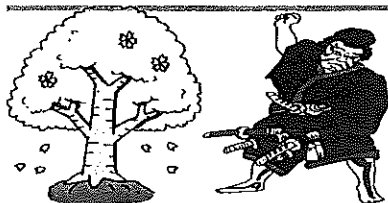
■創業経費に対する助成について
上限額（対象経費の1/2）
創業・雇入支援対象労働者が
5人以上の場合 500万円
5人未満の場合 300万円
※UIターンによる創業の特例を廃止

3. 雇入れ奨励金に新しく要件が加わります。（雇入れ奨励金：労働者1人当たり60万円）

◇支給申請日において助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること
対照労働者は、
◇雇入れ当初より雇用保険の一般被保険者であり、雇用期間の定めのない労働者として6ヵ月以上雇用されており、1週間の所定労働時間が30時間以上であること
◇一般公募など通常の採用手続きを経て採用していること

4. 追加創業支援金は廃止します。

新制度による支給対象は、平成23年6月1日以降に創業した事業主となる予定です。



ガンバレ！ニッポン！

建設労働者緊急雇用確保助成金について

建設投資が低迷する中、公共事業についても減少していくことが見込まれており、このことが建設業者の倒産や多くの離職者の発生など、建設労働者の雇用に影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野の事業を開始し、当該事業に従事するために必要な教育訓練を行った場合や、建設業に従事していた労働者を、継続して雇用する労働者として雇入れた他産業の事業主に対し、助成します。

建設業新分野教育訓練助成金

(対象となる事業主)

雇用保険の適用事業所の中小建設事業主

(支給要件)

- ① 建設業以外の事業（新分野事業）を新たに開始すること。
- ② 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練（OFF-JTに限る）の実施に関する計画を作成し、当該計画に基づき、有給で行うこと。
- ③ 教育訓練の対象者は、教育訓練の開始前 1 年以上継続して雇用されている建設労働者（被保険者など）であって、教育訓練の終了後、引き続き雇用されること。

(支給額) ①及び②の合計額を支給します。

- ① 教育訓練に要した経費の3分の2（1日当たり20万円、60日分を限度）
- ② 教育訓練を受けさせた労働者1人につき日額7,000円以上（上限60日分を限度）

(支給手続)

- 教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局等に訓練計画を届け出ることが必要です。
- 助成金の支給申請は、教育訓練が終了した日（賃金締切日が定められている場合は直後の賃金締切日）の翌日から1ヵ月以内に行うこと。

お問い合わせは
オフィス『小笠原へ！
☎29-3159

建設業離職者雇用開発助成金

(対象となる事業主)

雇用保険の適用事業所の事業主で建設業を営んでいない事業主

(支給要件)

- ① 次のいずれかに該当する45歳以上60歳未満の建設業離職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者（被保険者）として雇入れること。
 - ア. 建設事業を行う事業所において、建設業に従事していた者
 - イ. 建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主
- ② 資本金、資金、人事等の状況からみて建設業離職者を雇用してしていた事業主と密接な関係にある事業主ではないこと。

(支給額)

建設業離職者の雇入れ1人につき、事業主の規模に応じて、次の額を雇入れから6ヵ月経過後及び1年経過後に半額ずつ支給します。

企業規模	6ヵ月後	1年後	合計
中小企業事業主	45万円	45万円	90万円
中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円

(支給手続)

- 助成金の支給申請は、雇入れ日から6ヵ月経過日の翌日から1ヵ月以内に行うこと。